

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和2年11月26日	関西中央交通株式会社(法人番号7120001001689) 代表者高月廣海	大阪府大阪市城東区今福南3丁目2番11号	鶴見	大阪府大阪市鶴見区横堤3丁目9番25号	輸送施設の使用停止(40日車)	道路運送法(以下「法」)第13条	令和2年8月27日、苦情を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。運送引受義務違反(法第13条)	8	4
令和2年11月27日	芦屋タクシー株式会社(法人番号3140001000098) 代表者高橋朋宏	兵庫県芦屋市大東町4番地7号	本社	兵庫県芦屋市大東町4番地7号	輸送施設の使用停止(100日車)	道路運送法(以下「法」)第27条第3項	令和2年8月14日、苦情を端緒として調査を実施。2件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送(法第20条)、(2)乗務等の記録義務違反【記録の改ざん・不実記載】(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項、第4項)	10	10